

# 国民年金 だより

問い合わせ先

市民課 ☎(32)8895

栃木年金事務所

☎0282(22)4131

## 年金の請求について

### 老齢基礎年金繰り上げ受給

国民年金の老齢基礎年金は65歳から受け取るのが基本ですが、本人が希望すれば60歳からでも受け取ることができます。この場合、受け取る年金額が65歳から受け始める年金額に比べ減額されます。(最大で30%の減額)

減額率は、受給を希望し、請求した月から65歳になる月の前月までの月数に応じて、1か月繰り上げるごとに0.5%ずつ低くなります。繰り上げの請求を行う月によって減額率が異なるうえに、減額は一生続きますので注意が必要です。

年金を受け取る手続きを裁定請求といい、国民年金の裁定請求の手続きは、市役所の国民年

金の窓口(第2号および第3号被保険者期間がある場合は年金事務所)で行います。

### 繰り上げ受給の注意点

繰り上げ受給をすると、いくつかのデメリットがあります。十分理解したうえで、繰り上げ受給をするかどうか決める必要があります。

①繰り上げの請求をした場合は、裁定の取り消しや変更はできません。

②請求時の年齢に応じて年金額が減額され、一生減額された年金を受け取ることになります。

③繰り上げ受給後は、65歳になるまでの間に障がいの状態になっても、原則として障害基礎年金が受給できません。

④繰り上げ受給後に遺族年金等が発生した場合は、老齢基礎年金と遺族年金のどちらか一方を選択することになります。65歳からは両方支給されますが、老齢基礎年金は減額支給のままです。

⑤寡婦年金を受ける権利がなくなります。

⑥国民年金の任意加入ができません。

### 老齢基礎年金繰り下げ受給

国民年金の老齢基礎年金は、本人が希望すれば66歳から70歳

までの希望するときから年金を受け取ることもできます。この場合、受け取る年金額が65歳から受け始める年金額に比べ増額されます。増額率は、65歳になった月から繰り下げの申し出を行った月の前月までの月数に応じて、1か月繰り下げごとに0.7%ずつ高くなります。

つまり、繰り下げの請求を行う月によって増額率は異なります。(ただし、昭和16年4月1日以前に生まれた方は、66歳で受け取り始めた場合は12%、67歳では26%、68歳では43%、69歳では64%、70歳では88%の増額となります)

※表は昭和16年4月2日以降に生まれた方

申出日の年齢	受取率
65歳	100%
66歳0か月～ 66歳11か月	108.4%～ 116.1%
67歳0か月～ 67歳11か月	116.8%～ 124.5%
68歳0か月～ 68歳11か月	125.2%～ 132.9%
69歳0か月～ 69歳11か月	133.6%～ 141.3%
70歳以降	142%

### 高齢任意加入とは

60歳に達した日の属する月以降、65歳に達した日の属する月の前月までの間、厚生年金・共済組合に加入しておらず、国民年金の繰り上げ受給をしていないときは、任意加入したうえで保険料を納めることにより、年金額を増やすことができます。

また、受給資格(120月以上の納付)を満たしていない場合は、60歳に達した日の属する月以降(申出された月以降)70歳に達した日が属する月の前月までの間、任意加入したうえで保険料を納めることにより、受給権を確保することができます。ただし、申出された月より前にさかのぼって加入することはできません。

※任意加入の保険料の納付方法は、口座振替または、クレジットカード納付となっております。預金口座等を有しない方はご相談ください。また、任意加入をやめるときも手続きが必要です。市役所窓口にて手続きをお願いします。

### 年金豆知識 ～よくある相談事例～

**Q**：65歳になる前に受け取った年金はすべて将来にわたって減額されるのですか？

**A**：特別支給の老齢厚生年金は減額されません。

厚生年金保険に加入されていた期間が12か月以上ある場合、「特別支給の老齢厚生年金の報酬比例部分」を受け取ることができます。

65歳以降受給できる老齢基礎年金・老齢厚生年金は、65歳より前に請求(繰り上げ請求)してしまうと将来にわたって減額されてしまいますが、「特別支給の老齢厚生年金の報酬比例部分」については65歳になる前に受け取ったからといって減額はありません。

また、受け取る権利が発生した「特別支給の老齢厚生年金の報酬比例部分」は、請求時期を遅らせても増額されません。